

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

不公平な遺産分割に 納得がいきません。

Q

私と姉は二人だけの姉妹ですが、小さい時から気が合わず、大人になってからはあまり関わらないようにしてきました。でも今度という今度は我慢の限界を超えました。

姉は結婚後も両親と同居を続け、まさにおんぶにだっこ。母はキャリアを持ちずっと働いていましたが、70歳を超えて急に体を壊し、入院先に見舞いに行くと認知症かと思う時がありました。3カ月前に亡くなり、2年前に作られた公正証書遺言があると分かりました。

自宅は父亡き後、母の単独名義にしていますが、それを同居している姉に全部、預貯金は

姉妹で半分ずつ、家の維持も大変だし父が苦勞して建てて思い入れがあるので売らないでくれ、遺産を巡っての姉妹での争いは止めてくれとのこと。

しかし、これではあまりに不公平です。土地だけで優に1億円はするのに、預貯金は3000万円しかなく、これを全額もらっても姉の半額以下です。渋る姉に通帳を見せてもらうと、母の生前に100万円単位の引出しがいくつもあ

る上、母の死後ですら併せて1000万円も引き出されています。身内の恥をさらすようですが、姉は浪費家で、パチンコなど賭け事が大好き、夫は何年も前に出て行って婚姻費用も入れてこないらしく、自分の生活費や遊興費に預貯金を勝手に使ったとしか考えられません。

母もよく分からないまま姉の言う通りに遺言を作らされたと思うし、どうすればよいでしょうか。

遺産総額の4分の1を相続人に認める、 「遺留分減殺請求権」があります。

A

姉妹で争わないようにと遺言されたお母さまには何とも気の毒な感じもしますが、法的な問題点を整理しましょう。

まずは遺言の効力ですが、自筆証書遺言ですら意思能力欠如を理由とする無効立証は難しいのです。まして公証人が証人立会いの下、本人の意思を確認して作った公正証書ではほぼ不可能なので、遺言は有効であるとを前提に話を進めますね。

やれることは、まずはお姉さまに対して、遺留分減殺請求を内容証明で出すことです。遺留分というのはもうご存じかもしれませんが、本来の相続分である半分の半分、つまり4分の1の権利を相続人に認めるものです。時効が1年と短いので、すぐに出しておきましょう。

さて、その後は家裁に遺留分減殺調停を起すことになりま

す。そこで遺産総額を出し、4分の1を満たすまでの額を戻してもらおうことになります。

まず不動産ですが、相続税申告の際には土地は路線価(国税庁)、建物は固定資産税評価額

(地方公共団体)で計算されますが、調停では、もっと高くなるはずの、実際の取引価格に基づくよう主張してもよいのです。互いに折り合わなければ裁判所で不動産鑑定に付し、そこで出てきた額を評価額とすることもあります。

預貯金については、お姉さまによる生前・死後の引き出し金はいわゆる使途不明金であり、お姉さまに使途を立証してもらおうことになりま

す。それができなければ、その分は自分に使うものとして遺産に戻してもらうことになりま

す。そして、例えば不動産が1億1000万円、預貯金が5000万円になれ



ば、遺産総額は1億6000万円、その4分の1は4000万円です。お母さまの遺言に従えば2500万円を預貯金からもらい、残り1500万円分は不動産の共有持ち分でもらうことになりま

す。遺留分減殺は遺産分割と異なり、現物給付が基本なのです。ただ、それも後々面倒な話なので、お姉さまが希望すれば、価額弁償をしてもらうこともでき、その方がこちらも簡便です。

相手が使途不明金その他に充当しなければ、調停は不成立となり、裁判を申し立てることになります。